

# 一般財団法人山岡記念財団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山岡記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本及びドイツ両国の学術及び文化の交流を行い、もって日本及びドイツの社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日独の学術及び文化に関する調査・研究及び成果の発表並びにその助成
  - (2) 日独の学術及び文化に関する講習会、シンポジウム及びその他啓蒙活動等の開催及びその助成
  - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次の通りである。

- (1) 設立者 ヤンマー株式会社  
現金 1000万円

(基本財産)

第6条 前条第1号の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該評議員と特別な関係がある者を含む。）の合計数は評議員総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての

権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各事業年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の金額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認、定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集権者)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長が事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、開催の都度、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 残余財産の処分
  - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 23 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員もしくは出席した理事のうち1名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員)

- 第 25 条 この法人に次の役員を置く
- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第 31 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選任及び解職

(開催)

第34条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するものとする。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長が事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び常務理事、監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局の設置及び運営)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告を行うことができない場合は、官報による。

## 第11章 附則

第47条 この法人の主たる事務所は下記の場所に置く

大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

(設立時の評議員)

第 48 条 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 三澤廣人、志水洵一、松葉知幸、高橋義人

(設立時の役員等)

第 49 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 山岡健人、山口裕史、荻田広、塩路昌宏

設立時代表理事 住所 東京都大田区田園調布 3 丁目 17 番 5 号

氏名 山岡健人

設立時監事 椿本雅朗、道田正信

(最初の事業年度)

第 50 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第 51 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府大阪市北区茶屋町 1 番 32 号

設立者 ヤンマー株式会社

(法令の準拠)

第 52 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人山岡記念財団の設立のために設立者ヤンマー株式会社は本定款を作成し、これに記名押印する。

平成 28 年 11 月 1 日

設立者

住所 大阪府大阪市北区茶屋町 1 番 32 号

氏名 ヤンマー株式会社

代表取締役 山岡健人 印